参考資料4

地方独立行政法人静岡市立静岡病院の中期目標期間評価に係る実施要領

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第28条第１項第３号の規定に基づく地方独立行政法人静岡市立静岡病院（以下「法人」という。）の中期目標の期間における業務の実績に関する評価（以下「中期目標期間評価」という。）は、「地方独立行政法人静岡市立静岡病院の業務の実績等に関する評価に係る基本方針」に基づき、以下の要領により実施する。

１　項目別評価

法人が当該中期計画における「第２」から「第５」までの各項目の実績及び中期目標の達成状況に係る自己評価等を記載した報告書（以下「業務実績報告書」という。）を作成して市長に提出し、市長はこれに基づき各項目の評価を行う。

（１）法人による自己評価

法人は、業務実績報告書に、当該中期目標期間中の運営状況や特筆すべき取組、課題、改善事項等を記載するとともに、当該中期目標期間中に市長が実施した各業務の実績に関する評価の結果を踏まえ、中期目標に定めた大項目ごと次の評価基準により自己評価を行う。

［大項目評価基準］

「Ｓ」：中期目標を大幅に上回り、特に評価すべき達成状況にある。
「Ａ」：中期目標を達成した。
「Ｂ」：中期目標を概ね達成した。
「Ｃ」：中期目標を十分達成できていない。
「Ｄ」：中期目標を大幅に下回り、特に重大な改善すべき事項がある。

（２）市長による大項目評価

市長は、法人から提出された業務実績報告書に基づき、当該中期目標期間中に実施した各業務の実績に関する評価の結果を踏まえ、中期目標に定めた大項目ごとに、その達成状況に対する評価を行う。

評価については、その評価理由を示すほか、必要に応じて特記事項等を付すこととする。

評価基準は１（１）の評価基準と同様とする。

２　全体評価

市長は、項目別評価を踏まえ、中期目標の全体的な達成状況について、総合的な評価を記述式により行う。

また、改善すべき事項がある場合は、その旨を指摘し、必要があると認めるときは、法第28条第６項に基づき、法人に対し、必要な措置を講ずることを命ずることとする。

３　評価委員会からの意見聴取

市長は、前述の項目別評価、全体評価を行うときは、あらかじめ、地方独立行政法人静岡市立静岡病院評価委員会の意見を聴くこととする。